

福岡市自転車活用推進計画に意見表明

～ヘルメット着用および自転車損害賠償保険等の加入に関し、一層の啓発を要望～

日本損害保険協会九州支部委員会(委員長：大塚 竜二 東京海上日動火災保険株式会社 専務執行役員)では、2025年2月20日付で公表された福岡市自転車活用推進計画の意見募集に対し、3月3日付で意見表明を行いました。

同計画は、通勤・通学等の日常利用だけでなく、観光や健康づくりなど様々な用途での役割やシェアサイクルの普及などの近年の自転車を取り巻く状況の変化を踏まえ、これまでの取組状況も勘案し、自転車が活用しやすい環境づくりを主目的として策定されたものです。

九州支部委員会では、同計画に対して、次のとおり意見を表明しています。

P. 35	<p>第2章 自転車利用の現状</p> <p>④特定小型原動機付自転車の普及</p> <p>特定小型原動機付自転車(原動機付き自転車)は、環境にやさしく、全ての人が自由に柔軟なルートでの短距離・短時間移動に対応が可能となることから、安全性を踏まえつつ、当該車両を普及することにつき賛同いたします。</p> <p>しかし、本計画において、記載内容は注意を呼び掛けてはいるものの、自転車と並列的に「特定小型原動機付自転車の普及」を取り上げることで、自転車(軽車両)と同等の交通ルールに適合していると誤認する可能性もあると思われます。警察庁によると、特定小型原動機付自転車に関する規定の施行後1年間で、交通事故が219件、交通違反検挙件数が25,156件にも上っており、同計画に特定小型原動機付き自転車を取り上げる必要があるのであれば、P.3の「ペダル付原動機付自転車」と同様に自転車と別物の乗り物であることを強調し、ナンバーの取得や自賠責保険の加入義務など、市民に当該車両運行にかかる義務や責任を十分認知いただけるようにしたうえで、普及すべきと考えます。</p>
P. 71	<p>第5章 各施策の具体的な取組み</p> <p>(1) 自転車安全利用の推進及び促進</p> <p>施策10：自転車安全教育、啓発活動の推進</p> <p>P.74「ヘルメット着用状況別の致死率」の表でも記載のとおり、ヘルメットの着用状況による頭部損傷致死率では、着用している場合と比較して、着用していない場合の致死率は約3.8倍高くなる等、実際に必要性が証明されていることを踏まえて、「令和5年4月施行の改正道路交通法で、全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことから、交通安全教室や自転車安全利用指導員による街頭指導などにより、自転車ヘルメットの着用促進等に取り組んでいきます。」という施策に強く賛同いたします。</p> <p>なお、取組みの推進にあたっては、市における着用率の数値目標を設定していただく等、進捗確認で把握できるよう検討いただきたい。</p>
P. 73	<p>施策12：自転車損害賠償保険等への加入促進</p> <p>加害者になった場合は損害賠償責任が生じ、賠償額が数千万円と高額になる事例が全国で散見されていることを踏まえて、「令和2年10月施行の改正「福岡市自転車の安全利用に関する条例」で自転車損害賠償保険等への加入を義務付けたことから、自転車損害賠償保険等の加入の必要性について交通安全教室や各種キャンペーンなど様々な機会を捉えた周知啓発に取り組んでいきます。」との取り組みに強く賛同いたします。</p> <p>一方で、義務化から期間を経過したにも関わらずP.41では「義務化された自転車損害賠償保険等への加入率は66.8%(※R6年調査)に留まっている。(P.41)」あり、3割程度の市民が未加入となっていることから、未加入の要因分析等をしていただき、実効性のある加入促進施策に努めていただきたい。</p> <p>なお、P.15において記載されているとおり、4年後の成果指標を設けることに賛同しますが、現計画の成果指標「自転車損害賠償保険等の加入率：100%」は、本計画の成果指標としても堅持すべきと考えます。</p>